

松阪市立港小学校いじめ防止対策基本方針

2014年 4月 策定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

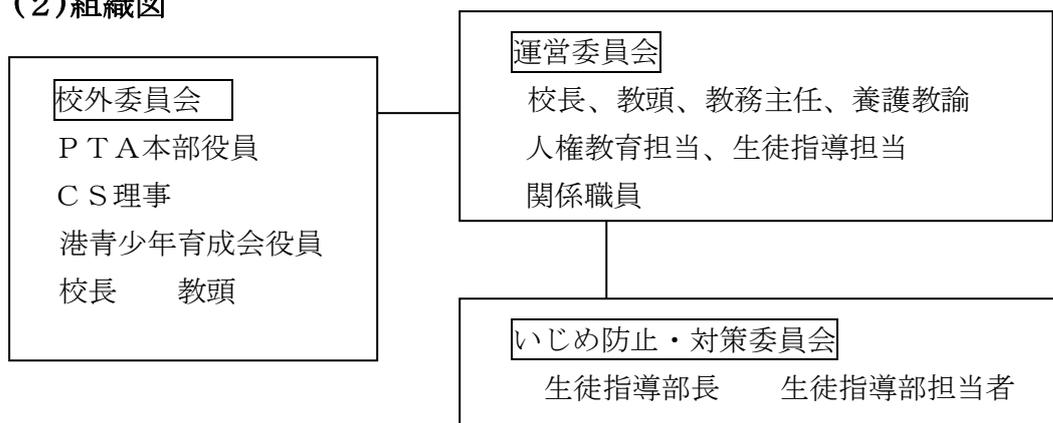
2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、定例的に行う生徒指導部会の中にいじめ防止・対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて校長、教頭、各部長等からなる運営委員会を開催する。

(1)いじめ問題対策委員会の活動内容

- ① 生徒指導年間計画の作成・実行・検証・改善に関すること
- ② いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ③ いじめの未然防止に関すること
- ④ いじめの早期発見に関すること
- ⑤ いじめの早期解決に関すること

(2)組織図



3. いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

【具体的な取組】

① 互いを認め合える関係づくり。

- 人とつながる喜びを味わう体験活動として、友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- 道徳の時間に、「私たちの道徳」「心のノート」を活用し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- 学級満足度調査（Q-U）結果を考察し、その対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努める。

② 自己肯定感や自己有用感の育成

- 教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自己肯定感を育むことができるように努める。
- 一人ひとりが活躍できる学習活動として、縦割り班活動等の異学年交流や、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実、児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫に取り組む。

- 様々な場において、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

③ 家庭や地域との連携。

- P T AやC S、育成会の各種会議や学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やウェブサイト、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

【具体的な取組】

- ① いじめに対して相談しやすい体制を整える。
 - 教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できるようにする。
 - 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して、児童から情報を収集する。
 - スクールカウンセラーやハートケア相談員、教職員による教育相談日や教育相談習慣を設置し、積極的に相談活動を行う。
- ② いじめを把握する。
 - 児童に「生活・学習に関するアンケート」を年2回（7月・12月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
 - 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児

童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

- 職員間の連携を密にして事実を確認する。

③ 家庭、地域との連携

- 日頃から子どもを中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 家庭訪問により、子どもや保護者との信頼関係を構築する。
- 子どもや保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応する。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。

① いじめの解決に向けての取組

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

② いじめを受けた子どもや保護者等に対する支援。

- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係や徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、判明した情報を適切に提供する。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラ

一や養護教諭と連携を取りながら、指導にあたる。

③ 関係機関との連携

- 学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議をもつ等、連携・協力して解決を図る。
- 必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、育ちサポート室、松阪市子ども支援研究センター、人権まなび課、青少年センター、松阪市役所家庭児童支援課、中勢児童相談所等の関係機関と連携して、いじめの解決にあたる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においては、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるようにする。

4. 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会との協議のうえ、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。